

**市場整備ワーキンググループの設置について**

平成 28 年 9 月  
資源エネルギー庁

電気事業制度については、東日本大震災やその後の電力需給のひっ迫により浮き彫りになった課題を克服し、電力システム改革を実行するため、電気事業法等の抜本改正を平成 25 年から 3 段階にわたって実行してきた。本年 4 月に小売の全面自由化が実現する中で、電気事業制度の改革は一定の効果が見え始めている。

こうした中、更なる競争活性化のための方策と、自由化の下でも実現すべき公益的課題への対応を促す仕組みを整備し、電力システム改革を真の意味で貫徹するため、本年 9 月、総合資源エネルギー調査会の下に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」を設置し、議論を開始した。

今後は、一刻も早く競争的な卸電力市場を実現し、発電・小売分野における活発な競争を通じ、電気料金の低減やサービスの多様化を促進するとともに、安定供給や環境適合等の公益的課題を克服するための新たな制度を整備することが必要となる。

そのため、卸電力市場の流動性を高める施策に加え、発電容量や非化石価値などを取引するための各種市場（容量メカニズム、非化石価値取引市場等）の整備に係る制度設計を行う上での基本的な考え方や、具体的な検討・審議を行うため、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の下に「市場整備ワーキンググループ」を設置する。